

松本市告示第360号

松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱を次のように定める。

平成28年10月6日

松本市長 菅谷 昭

松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の請負契約の入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)の入札金額が変動型の調査基準価格を下回った場合に調査(以下「変動型低入札価格調査」という。)の上落札者にしないとき等の取扱いについて、松本市財務規則(平成3年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(松本市低入札価格調査制度実施要綱との関係)

第2条 建設工事の請負契約の入札のうち、この要綱に定めのあるものは、松本市低入札価格調査制度実施要綱(平成18年告示第145号)の規定にかかわらず、この要綱の定めるところによる。

(調査対象入札)

第3条 変動型低入札価格調査の対象は、設計金額が1,000万円以上で、松本市建設工事一般競争入札実施要綱第3条又は松本市事後審査型一般競争入札実施要綱第3条に該当する建設工事のうち、契約管財課長等(規則第107条に規定する者をいう。以下同じ。)が指定する入札(以下「調査対象入札」という。)とする。

(調査基準価格)

第4条 契約管財課長等は、調査対象入札について、変動型低入札価格調査を行う基準価格(以下「変動型基準価格」という。)を定めなければならない。

2 変動型基準価格は、次のとおりとする。

(1) 予定価格が1,000万円以上2億円未満の建設工事は、次により算定する。

ア 算定対象は、予定価格から消費税及び地方消費税を減じて得た額(以下「入札書比較価格」という。)以下の入札者のうち、入札書比較価格以下で入札書比較価格に100分の85を乗じて得た額(1円未満の端数切捨て)以上の入札金額で算出した平均値(小数以下切捨て)に、標準偏差(小数第1位を四捨五入)に100分の150を乗じて得た額を加算及び減算した各金額(小数第

1位を四捨五入)の範囲以内の価格の入札者とする。

イ 算定対象の入札者が5者未満の場合は、入札書比較価格に100分の87.5を乗じて得た額(千円の位を四捨五入)を変動型基準価格とする。

ウ 算定対象の入札者が5者以上の場合は、入札書比較価格に100分の87.5を乗じて得た額(1円未満の端数切捨て。以下「87.5パーセント相当額」という。)未満の価格の入札者を除いた入札者の平均価格(千円の位を四捨五入)を変動型基準価格とする。ただし、算定対象の入札者が5者以上の場合であっても、87.5パーセント相当額以上の入札者が5者未満の場合は、入札書比較価格に100分の87.5を乗じて得た額(千円の位を四捨五入)を変動型基準価格とする。

エ ウで算出した平均価格が入札書比較価格に100分の92.5を乗じて得た額を上回る場合は、入札書比較価格に100分の92.5を乗じて得た額(千円の位を四捨五入)を変動型基準価格とする。

(2) 予定価格が2億円以上の建設工事は、前号ア中「100分の85」を「100分の80」に、同号イ及びウ中「100分の87.5」を「100分の82.5」に、同号ウ中「87.5パーセント相当額」を「82.5パーセント相当額」に、同号エ中「100分の92.5」を「100分の87.5」に読み替え、算定する。

3 前項の規定にかかわらず、契約管財課長等は特に必要と認めるときは、変動型基準価格を入札書比較価格の10分の7を乗じて得た額(千円の位を四捨五入)から10分の9を乗じて得た額(千円の位を四捨五入)までの範囲内の額とすることができる。

4 変動型基準価格を決定したときは、規則第109条に定める予定価格調書に併記するものとする。

(変動型低入札価格調査の特例)

第5条 調査対象入札のうち契約管財課長等が必要と認めるものについては、この要綱による事情聴取等を行わず、変動型基準価格を下回る入札者を失格とすることができる。

(入札者への周知)

第6条 この要綱の円滑な運用を図るため、契約管財課長は、調査対象入札について、規則第106条の規定による入札の公告に、調査対象入札であることを記載するとともに、入札執行に当たり次に掲げる事項について説明を行うものとする。

(1) 政令第167条の10第1項の規定の適用があること。

- (2) 変動型基準価格を下回った入札が行われた場合の入札の終了方法及び結果の通知方法
- (3) 変動型基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者（事後審査型一般競争入札の場合は第1順位の落札候補者。以下同じ。）とならない場合があること。
- (4) 変動型基準価格を下回った入札を行った者は、この要綱による事情聴取等に協力すべきこと。
- (5) 変動型基準価格を下回った入札を行った者は、この要綱による事情聴取等を行わず失格とする場合があること。

（入札の執行）

第7条 変動型基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は、入札者に対して保留と宣言し、政令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。ただし、第5条の規定により、変動型基準価格を下回る入札者について、この要綱による事情聴取等を行わずに失格とする場合を除く。

（変動型低入札価格調査の実施）

第8条 前条に規定する場合において、契約管財課長は、最低価格入札者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるか否かを確認するため、調査対象入札に係る事務を所掌する部課長等（規則第2条第1項第1号の規定による者をいう。以下同じ。）とともに、別表第1に掲げる事項について、当該入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等による調査（以下「調査」という。）を行うものとする。

（調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第9条 契約管財課長は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに当該最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

（調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第10条 契約管財課長は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、調査対象入札に係る事務を所掌する部課長等が指定する契約審査委員3人に提出し、その意見を求めなければならない。

(契約審査委員の審査及び意見の表示)

第11条 契約審査委員は、契約管財課長から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は、多数決によるものでなく、個別の意見を表示するものとする。

(落札者の決定等)

第12条 契約管財課長は、契約審査委員の表示した意見のうち、2人以上の意見が調査の結果(適合した履行がされないおそれがあると認められる結果)と同一であった場合は、最低価格入札者を落札者とせずに予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定するものとする。

2 契約管財課長は、契約審査委員の表示した意見のうち、2人以上の意見が調査の結果と異なった場合においても、なお、最低価格入札者を契約の相手方とすることが適当ではないと認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。

3 契約管財課長は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としめない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

4 第1項の場合において、次順位者が変動型基準価格を下回る価格で入札を行った者であった場合は、第8条から前条までの規定及び前3項の規定を準用し、落札者を決定するものとする。

(市長への報告)

第13条 契約管財課長は、次順位者を落札者としたときは、遅滞なく当該競争入札に関する調書に調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面を添付し、市長へ報告するものとする。

(監督体制の強化等)

第14条 第8条から第12条までの規定により変動型基準価格を下回る価格で入札を行った者が落札者と決定された場合においては、別表第2に掲げる措置をとるものとする。

(特記仕様書への明示等)

第15条 調査対象入札に係る事務を所掌する部課長等は、次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。この場合において、当該特記仕様書への掲載は、契約内容の一部となり、したがって、受注者が別表第2に定める関係書類を提出せず、

又はヒアリングに応じなかった場合には、松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成9年訓令甲第1号）別表第1第4項に該当することがあることに留意するものとする。

- (1) 受注者は、変動型基準価格を下回る価格で落札した場合は、調査対象入札に係る事務を所掌する部課長等の請求に応じて、別表第2に定める関係書類を提出しなければならないこと。
- (2) 前号に定める書類の提出に際して、その内容の聴取を請求されたときは、これに応じなければならないこと。

2 前項の規定による特記仕様書への明示は、第5条の規定により基準価格を下回る入札者について、この要綱による事情聴取等を行わず失格とする場合は、省略することができるものとする。

（入札見積経過書への特記）

第16条 契約管財課長は、第8条から第12条までの規定により、変動型基準価格を下回る価格で入札を行った者が落札者と決定された場合で、当該入札結果等を松本市入札結果等公表要綱（平成11年告示第95号。以下「公表要綱」という。）の規定により公表しようとするときは、公表要綱第3条第1項に規定する入札見積経過書に変動型低入札価格調査制度対象入札と記載するものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成28年11月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

別表第1（第8条関係）

調査項目	適用の状況
その価格により入札した理由	○
入札価格の内訳書	○
手持工事（業務）、他の請負契約の状況	○
対象工事（業務）場所と事業所等の地理的条件	○
手持資材の状況	○
資材購入先及び購入先との関係	○
手持機械の状況	○
労働者の具体的供給見通し	○
過去の受注状況	○
経営内容	○
過去に施工した公共工事の成績状況	○
他機関への照会（経営状況、信用状況等）	△
その他調査に必要な事項	○

（注） △は、必要に応じて調査

別表第2（第14条、第15条関係）

監督体制の強化等に係る措置
<p>1 施工体制台帳及び下請人通知書の提出並びにその内容のヒアリング 当該対象工事を所掌する部課長等は、受注者に対して、施工体制台帳及び下請人通知書の提出を求め、必要に応じて受注者からその内容についてヒアリングを行うものとする。</p>
<p>2 施工計画書の内容のヒアリング 当該対象工事を所掌する部課長等は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、受注者からその内容についてヒアリングを行うものとする。</p>
<p>3 重点的な監督業務の実施 監督職員は、規則第130条の履行の監督について、入念に行うものとし、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認をあわせて行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取するものとする。</p>
<p>4 施工現場の調査 当該対象工事を所掌する部課長等は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から、必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て施工現場の調査を行うものとする。</p>